

月發行

|| 倫理衛生ヨリ觀タル酒税、其一 || 酒税ノ存在ト倫理衛生、其二 不研究ノ目的 其四 酒税ノ經済影響ト倫理衛生、 二本研究ノ物體

一段、國民經濟ヨー觀々ル酒稅、其一 酒稅ノ存在ト國民經濟、其二

酒税ノ高サト國民經濟

酒税ニ於ケル屈仲力又ハ時勢觀、

酒配

酒税ノ多收ト倫理衛生、其三

泗税/公平ト倫理

Œ

雄

本論ノ要旨) れた任意性又ハ自由觀 第三段

財政ヨリ睨タル泗稅、其一

酒枕ニ於ル給付能力又へ正姦觀、其二

へ我邦ニテモ酒税増徴業ガ計畫サレテ居ルトイ

酒税ノ矛盾及不徹底

近頃

言

フニ就テハ、 第六卷 (第一號

此ガ當否ヲ決定スルノ前提ト

誻

第六卷

第

挑

シ Ī == 此際此稅 ノ性質 ヲ 研究 ス n 必 要 ガ 7 מנ パ 'n ij デ ナ ク、 此 當 面 1 問 題 ラ 雕 v テ Æ 本稅 ゕ゙ 3

本ノ其ニ於テハ最大ノ稅デ 、學者ニ 3 IJ テ ノ適 當 テ サ n 秘 ~ 7 Į. 目 ル 証三ト 12 ラレ 記して イフ ノ故ニ大 實際各國 ニ之ガ研究ヲ要ス 財 政 = 於 テ 重 ル ÷. o ヲ 予ガ茲 成シ(註二): = 文ヲ 粽 = 作 日

所以デアル。

獅リ ク類 ハ日ク酒精飲料が課税ニ適當スル 何人モ疑 ル ぶあいふあーハ反對ス日々。 in 7 順ル 適當ナ ۲ 本税ノ適當ナル税 = 就 適當ナル ハナカツタ ル租税物機、 (キテハ原則上消費税ヲ排斥セザル凡ヘテノ人ノ完全ニ一致スル所デアルト。 租稅物體 ָרָ<u>י</u> タル 否ナ煙草ト共ニ最適當ナルモノニ鶥スル <u>=</u> ኑ チ脱 ベストロ 酒精飲料ル勞働者階級ニ取 ハ多敷ノ學者ノ認ムル所デアル。 == トハ之チ否、ムコトチ得ナイト。 **ふたっけい日ク消費税が必要デアルナラバ火酒が全り特ニ之ニ適當ナルコト** ij ź , ŀ 例之ふいっつい日り、 必要す認メ、其適度ナル消費が此階級ノ利益上希望セザ <u>م</u> () ろ らうハ日ク酒精飲料ハ課税ニ適當スト。えーべるひ æ - 亦日ク既ニ此基礎ダケデモ こんらーごハ曰ク、酒精飲料 酒精飲料が頗ル適當ナル租税物體 (財政收入ノ點)

歐諸國ハ酸スノ主要ナル部分トシテ内國消費税ニ依 ١, ŧ ィ ノチ成スト。 ふいっつハ日々、 財 政 , 主タル金錢的力ノ材料ヲ表ハスト。 へっけるハ日ッ今日ハ此税が凡ヘテノ吾人ノ文明國ニ於ケ 凡~テノ文明國ニテ飲料税が財政上最重要ナル間接税源ニ属スト。 ふたっ 而シテ殆ント凡ヘテ ij ハ日の消襲税ノ中ニ就 ル 消費配ノ主要成分ヲ成シ、 ノ國ニテ酒精飲料及煙草が間接税收入ノ重さ き酒精飲料税が其根幹又ハ心體 ばすてーぶるハ日ク、 共國庫的給付能力 Ä, ヘテノ

ほーりゆーハ日ク多數國ノ重要ナル消費稅ハ飲料稅デ

| 爽國豫算ノ五分二以上ハ飲料税(尤モ此ニ珈琲茶ヲ含五)ニ

レ得ル所ノ麥酒

ハ葡萄酒ヨリ

í L

層課税ニ適常シナイ 此が課税ノ適當ナル物體デ

ペカラザルモノナルニ於テ

Ź

۶,

-)-

イコトトナルト。

又日ク獨英ニテハ眞ノ國民的飲料ト呼

- Fitz, Weinsteuer. S. 4. Conrad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 72. Rau, Grundsätze d. Fw. 5 Aufl. II. S. 247. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 345. Heckel, Lehrbuch d. Fw. II. S. 53. Vocke, Abgaben, Auflagen u. d. Steuer. S. 545. 1)
- Pfeisser, Staatseinnahmen. II. S. 400. 409-410. 2)

テ文持セラ مار n

プ地位。

全

租

稅

收

額

全租税印紙收入及專賣益金

日本ノー九ー七ー八年度豫算ニ於ル酒類諸税 酒

類 諸 秜 收 緍

八九、八七四、七二三、

二八、

キ

之が性質ヲ

理

解

ス

jν

上

=

最肝要デア

ر ار

暫ラク之ヲ採テ研究

對象

ŀ

シ

P

ゥ

第

段

偷

理

衞

4E

彐

ij

覩

Ø

ル

酒

其

酒稅

存在

ŀ

偷

理衙

生

酒稅

=

就

テ

種

17

+

v

問

圕

力[']

7

w

カ

+

__

就

キ

テ

E

之二

存

ス jν

根本的

矛盾不徹底

諸

黔

加

00

三二〇、四三四、四八九

四一九、〇三八、二〇〇

00

^ 然 * jν æ = 眞 故 重 = 此

*

ラ

jν

w

(註四)。

副

デア

ル

例其副目 貫力 v 的 ガ、實際ニハ ゥ ŀ ŀ €/ ラ ス 偷 V 0 理及衞生上 此稅二 ۲۲ 酒 稅 此 ッ 存 1 ノ <u>ツ</u>ラ テ何人モ之ニ多ク顧慮ス 理 由ガ 廢止 充ラ

倫

衛生

上

目

的

7

7

成

ナ

×

P

ゥ

デ

٦,

7

酒稅

=

ijij

N

茲

=

此稅

根本

ノ矛盾

カ

γV

抑

Ř

=

1

理

山

附

<u>-b</u>

5

jν

jν

7

酒

カ

伙

角

者

ス

n

所

デ

往カ

ナ

'n

v

٠,٠

ナ

ラ

又

_

ŀ

==

ナ

ル所デ

7

W

٥ 璭

浉

經

體

深ラ

破

壞

シ

テ

身神ヲ宸粍

12

シ

A

jν

骪

酒税ノ矛盾及不徹底

肊 , 3 ナ 倫理衞生上 ラ ź 道義上

绑 六卷 第 Æ 不 號

=

良

ナ

ル

結

巣

ヲ

獢

ラ

シ

就

中

Ξ

Ξ

Fitz, a. a. O. S. 4. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 504. 512. Heckel, a. a. O. S. 53. Vocke, a. a. O. S, 539. Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 ed. I. p. 661. 662. 3)

4) The seventeenth financial and economic annual of Japan.

(第一號

四

家庭生活ノ神聖ヲ紊スノ弊ガアル。 モ其使用ヲ節セシメルコト ガ衞生及倫理上望マシイトイフノデアル(註五)。 併シ酒 故二之二税ヲ課スルコトニ依ツテ其價ヲ高クシ、 以テ幾分ナ 税 ガ課

ŋ

メ ニ Ø 必ス ニシテモ、 モ飲酒ヲ節スル 其レダゲ酒價ヲ高 ŀ <u>-</u> ムル ۸. ナラヌ。此場合飲酒ヲ節スル 力 ニ疑ガアル カ 此い假リニ其レダケ高 ŀ イフコ þ -1 ナ クナル jν ĪĪ 能 ۲ -E シテモ為 アル

ゕ゙

ラ

倂 (註さ)。且ツヤ此ガ使用ノ禁止セラレナイデ單ニ酒稅賦課ニ止マル間ハ、各人ガ多少 シ脱枕ト イフ不道義ヲ誘フ傾モアリ(註n)。 | 層張ク| 層有害ナル酒ヲ用ユル コトト ノ使用ヲ爲 ナル恐 モア

一段々ト過度使用ニ陷ル危險ヲ死レナイデ、 部人ノ反省ヲ促スダケノコ ት ት ナル。其使用ノ少量ナル以上ハ、上記ノ蜂モ少イガ、既ニ一旦此ガ使用サレ トハ出來ルニセヨ、他ノ一大部ニハ矢張リ有害ナル影響ガア 到底夫ノ弊ヲ絕ャスコトヲ得ヌ。デ此稅ニヨリテ祉會 テ居

少クトモ一部ノ人ニハ酒税ガアル |ガ爲メニ||層有害ナル影響ヲ生ズル。 故三此倫理及衞生 一ガ國家

健全ナル發達ノ爲メニ必要デア

y,

且ツ酒ガ肉體上精神上利益ヨリモ

過害

ノ多キ

₹

ノナ

以上

假令財政收入上ニ飲陷ヲ生ズルト

モ(姓八)、

断然此税ヲ止メ、

酒

ノ使用ヲ

禁止ス

jν

۲

ス

ガ良 特一 圆 |家ガ最高 ノ道義團體タル以上ハ、其維持ノ為 メニ、 人民 ノ不道義的 行為 ヲ派

認 シ ァ其頭ヲ撥ネル -至テハ矛盾モ亦甚シイ。 此點 Ð リイフテ **-**16 酒 ノデアル(註一〇)。 ノ使用ヲ禁止ス jν 力 **、**

レバ之ガ使用ヲ認

ムルニ

シテモ之ニ税ヲ課セザルコト

ŀ

ス ヘキ

-Е

或ハ夫ノ弊

然ラ

害 ラ匡正 |ダケナラバ、各人ノ酒ヲ使用シテ -6 弊害ナキ所ノ一定程度内ノ 使用ヲ許 シテ之ニ 税ヲ 課

攵 評 セ ザ n =2 ŀ ŀ ス ル ノ モ一方法デ ۸, 7 jν **沙** 此 一定量 一
使
用 ラ勵 行 <u>؍</u> 到底风 婔 デ 7 jν o 矢

張 = ۸, y 租 夫 税ノ働キ 蜂害 完全ナ ハ到底不十分且ッ不適當デ、 jν 排 斥 ۸, 酒 使用 禁止 酒 <u>--</u> , =1 使用禁止 jν 1 外 ۸, ナ カ **ا**ر 然 ラザ 兎 -6 角夫 v الإر ム , 弊害ヲ 1 **T**7 教育 正正 == 依 ス jν iv 爲 ^ ÷

メ

Æ ノデアル(註一二)。

義上ノ效用ノ爲メニモ愛好セラル所デアルト。 こんらーごハ田リ、古ヘハ人が酒精飲料サ不要ナルモ有益ナル營養方便ト みっしあ1日々、 廣々行ハルル奢侈品ノ消費税ノ中デモ潛精飲料税が單ニ基大ナル收益能力ノ爲メノミナラズト シッガ、醫學ト經驗トが此二於テ利益 其道

モ損害ノ多キコトチ證明シタ。

ハ弤キ肉體上及精神上ノ緊張ニ於テ洲精飲料が進捗的テハナクテ常ニ之ナ停止シ得ルコトヲ示シタ。

其一時的ニ餘リ大ナル卓樂及日常ノ消費が漸次神經體系チ破壊スルコト

身體 滥用 特ニ火酒ニツキテしローれハ田々、火酒税ノ適當ナルコトハ火潤ナ多量ニ飲メバ肉體ヲ強シ精神ヲ衰ヘシメハ 非常二危ウセラル 観察セラルルの ニ在ルロ シテ酒精草樂ノ有害ナル影響ヲ證明シタ。 (教育的)ノ力トジテ用コルノ希望ハ今日ニテモ酒精飲料税ノ證明スル如ヶ重宴ナル元素デアルト。の 適度ノ使用 ルト。えーべるひハ日ク、酒精飲料ノ大ナル消費ハ神經假系ヲ破壊スルト。はすてーぶるハ日ク、 溜精飲料ノ享樂が許サレタル標準チ越ヘテーノ園民病トナレバ、廣キ人民階級ノ肉體的及精神的健康 (特ニ葡萄酒及麥酒ノ)ハ衞生上有醫トハイハレナイト。 光市消費量ノ多少二依リ及飲料ノ含ム酒精分ニョリテ有害度ノ異ル へっけるハ目り、 生理學的研究八人間 家族生活 ナ破

假二日

- ツテ其消費ノ減少ヲ鷲ラスコトガ既ニ多クノ方面ヨリ希望スヘキモノト説明セラレ

びーるざつくハ日々火酒消費ハ的體及精神ニ大ニ有害ナル影響ヲ有スル。

計

ij.

酒税ノ矛盾及不徹底

第六卷

第

號

五

Ξì

y

此目的

ノ爲メニ適當ナル方法

此故ニ其高き

致スルコトニョッチ強メラルルト。

- Roscher, System d. Fw. 5 Aufl. II. S. 42.
- 5) Conrad, a. a. O. S. 72. Heckel, a. a. O. S. 53. 54. Bastable, l. c, p. 505-7. Eheberg, a. a. O. S. 345. 6)

トナルロ

新シキ觀察

北王

主タル

危險

さ

税ノ徴収テアルト。 八寧口淡 少七 ラル ル **既名政治家ハ此內體及精神ニ有害ナル影響ラ有スル飲料ノ除リ容易ニ過度享樂** コトノ爲メニ相當ニ課稅セラレナケレバナラヌト。 すたいんハ日ク常ニ外酒が政府ニ トナ ماز Î ュ

搬張

ラ

ス

竝

選
ナ

計

漑

其高 課税が辯護セラルルトの ・道義及衞生狀態ニ對スル危瞰ト見へタト。 然ルトキニ精神及肉體ニ有害ニ働クトイフコトチ塾ゲテ居ル (尤モらうハ一般ニ酒精飲料ニツイ らうモ亦外酒税ヲ奬ムル理由トシテ、外潤ノ享樂ガ容易ニ過度トナリ、 しえふれーハ曰ク、 **火酒ニツイテハ衛生道義上ノ副観祭點アリテ政度マ** 智然二日 , ブ ハ 労働階級 ij

附ノ ,目的チ達スル所ノ治費ハ宥恕シテ資擠セシメラルルコトが希望スヘシトイフ);)

ぶあいふあーハ火酒ニツキテ其税が餘リニ高ケレパ、此が忌避ノ誘惑チ生ズトイフ。

らうハ日ク葡萄酒税

ノ高率へ共混成サ刺稅シ健康サ損シ國庫サ損スルノ不利サ生スト。

ぶあいふあーハ

日ヶ衛萄港

《註八》 ばすてーぶる八日々令日ノ制限的立法チ止メテ禁止トスルノ可能へ國家收入ニ大副題ヲ生ズル。 が或高サニ逢スレバ混成チ刺戟シー 此人爲的混成が健康上有害ナル結果す有ツト。 **火酒及麥酒稅**

/滅却ハ英國鐵砮ニ於ケル大飲陥す意味シ、殆ト之ニ代ルヘキ財源ヲ見出スコトハ難カヲウ 酒使用サ禁止スルコトハ最早財政問題ノ範圍サ脱スル。うんぶえんばっにハロク央泗ノ過度ナル 附輩子抑ュル為

治案ハ日ク、火酒ニ禁止砒チ課スルコトハ財政學ノ問題デナイ。 『ル高キ税ヲ課スルノ案ハ課稅ノ理論ニ關シナ イ。 之ヲ實現スレバ火酒稅ヲ禁止稅トスルコトトナ 唯ダ衞生警察ノ領域ニ斸スルトo ルデアラウト。 匠名政

註0 合有害ナル物ノ消費ノ増加ニ基クルコトノ道義上 **サ大ニ超過スル現狀ニ到底滿足スルサ得ナイ** 酒ニ關スル國家政策ノ理想ハ其使用禁止ニアル。はすて1るハ日ク國家ノ財政上ノ優良サ、不必要ニシテ多カノ場 ノ困燥が将來ニハ経々感ゼラルルデアラウ。禁酒論者ハ飲料配が他ノ收入

、此見解ニ反對シ、凡ヘテ此ノ如き間接方法が其目的サ唯不完全ニ遠スルコトチ示シタ。 此國ホド其享樂ノ過度ナ處モナイ。 ぶあいふあー ハ円ク多クノ人ハ火酒ニ對 或國民ノ性質及傾向ハ外部的强制ニ スル高キ税が國民中ノ過度飲酒ヲ阻止スル最良ノ方便ト信シタ。 3 ツテ急激ニ改造スルコ 英國ホド火酒税ノ高イ處ハナ トハ出來ナイ。 恒久的結 併 經

Scheele, Deutsche Reichsgesetz betreffend die Besteuerung des Branntweins, S. 7. Biersack, Ueber Besteuerung 18. 177. Staatsmann a. D., Fw. S. 314. Stein, Lehrbuch d. Fw. 5 Aufl. II II S. 319. Schäffle, Steuern. B. T. S. 283. Rau, a. a. O. S. 248. 263. 7) Rau, a. a. O. S. 248, 263. 8) F Rau, a. a. O. S. 240. Pfeiffer, a. a. O. S. 402.

ノ五

果ヲ擧グルニハ堪能ニシテ良好ナル教育ノ外良法ガナイ

其二 酒稅 ノ多牧ド 偸 理

此ガ又其倫 囮 稅 ガ 各國 玔 = 衞 テ 生上 維 拵 ŀ , 目 ラ 的 ル jν ት 矛盾ス ノニ 八其多收 ル 0 倫理衞生上カライ トイ ッ _ ŀ カ* , バ各人 重大ナ ガ全ク酒 ル 理 由 デア 7 使用 ル 註 ナイ

叉ハ單 其弊害ナキ 程度 Ξ. 办 量 1 使用ヲ爲 ス =7 ኑ ゕ゙ 塱 4 シ *D*, 此目的 1 寫 メニ 谷 人ニ 斯 カ jν 少量

ラナケ 使用 ノミ許ス バナラヌ。然ルニ財政收入上ョリシラハ此ノ如キハ愚ナルコト 制 度ガ行 上難 シト ス レ べ 此使用ヲ禁止スル カ又ハ禁止的 デ、ムシ ノ髙税ヲ課 ロ之ガ使用 w ラ許 ١

何處 重 カ ス ハ勿論 ラズ 收入ヲ大ニスル ノコト、之ガ税ヲ適當ニ輕クシ、然リトラ又餘リ輕クシテモ收入ガ小クナ ラ我日本ナドデ ノニ最好都合ノ處ニ定メルコト 此 ハ寧 收 入上 ガ奬メラル ラ都 合 亚 jν (証一三)の ヲ置 Ш 定メ , V ₹/ テ 力 · テ居 實際 郎カカ ノ處 ラズ

テ倫理衞生 ス n 1 ケレ 方 }* 輕ゼラレ テ 居 N 0 尤 æ 酒 稅 ラ飲 y 高 ク ス jν _ ŀ ハ 飲酒 1 달 y 生 ス 倫理

倫理衞生上ヨリシテ アル(註1五)。 イフ點 ₹, カライ 此等ノ心配ヲ 層有害ナル ٠, ۳۷ 特殊ノ飲料ヲ非常 各種飲料間 强キ τ 全クナクス 酒 ノ使用及密造脱税 ノ負擔ニ相當ナ 重 jν 為メ ク課税 ے. ル均 シテ他 ۸, <u>....</u> 酒使用 ₽ 一衡ヲ得 ル 偷 ノ飲料ヲ非常 理 ノ禁止 衞 ÷ 3/ # 上 メ 歸 w ダ蜂 着 = = 凾 13)

瑠

加

ス

jν

ŀ

イ

j

:

ኑ

-€

w

y|-

ナイ。

尚非又多收る

ヲ

要

ヘスル

ガ(註一六)、

靝

訍

酒税ノ矛盾及不徹底

第

號

Ŀ

ŧ:

衙止

Ŀ

ノ弊ヲ少

ク

隨

ッ

=

テモ

ソ シ

÷

<u>=</u>.

ッ

Ź

ァ

U

=

キ

ラ

Pfeiffer, a. a. O.S. 419.

ス بار ニナリ、其鈞合ノ定メ方ガ前ノ收入上ヨリノト衝突スルヲ死レ 第六卷 (第一號 ンナイ。

7 **註**二 ᅶ ŀ ろっしあし ガ堅マ シ イ |日り酒精飲料税ハ基大ナル收益能力ノ爲メーーニ愛好セラルル **_** ŀ ŀ, みるハ日の今日關稅及内國消費稅收

- チ成ス所ノ税即チ砂糖珈琲茶葡萄酒麥酒火酒及煙草ハ本來收入ノ大ナル額ノ必要ナル處ニハ非常ニ適富ナル稅

日ク收額ヲ無トスヘキ財政上愚ナル税ノ高サテ國家ノ道義上ノ義務ト爲スホドニ奢侈聳綜上ノ考ヲ擴張

ハ田の此等ノ飲料ノ國民的消費ヲ減少スル目的ハ公取入ノ而の重要ナル維持省ヲ維持スル

八目的

ブ飼

Mill, Principles of P. E. Bk. V. chVI. & 16) Bastable, l. c. p. 521.

.デアルト。

(註一記) ろっ シテハナラスト_CI5)

しあし

(註一四) ばすてしぶる 大正三年度 延期セラレタ

ار 16) 而シテ日本ノ酒造砒ハ最近左ノ如キ發展ラ示シテ居ル。

八二十百万円

二年度

元年度 九〇.

明治四十四年度

四十三年度

四十二年度

Verbrauchssteuern, S. 32-33.

八四

此レダケデハ酒造秘收額増加ノ形跡ハ著シリナイ。

餘地ハ少イ。此上墩率シタラ收入が絶對的ニ滅ルカモ知レナイ。

草税資擔ハ英國一人當リ二十七馬克、

三十二女トナル

(予が政府統計書ニョリ計算スル所)

佛國二十一麻克中、獨遜十馬克七十文デアルノニ、日本ノ之ニ該當スルモノハ五馬克

参考ノ爲メニ戦前ノ外國ノ泗稅資擔チ見ルノニ、酒精及煙

デ日本へ國民所得ノ割合カラ見テ比較的相當ニ重イ。

此上ノ頂擔ハ困

職時ニナツテハ大増加シタガ、此ハ一時的デアル。

日本デハ之ニ墳税

難デアラウ。

鴉逸デハ將來ノ必妥ニ應ズル礫備稅1トイヘルニシテモ′其ハ日本ニハ當ラナイ。

密造ス危険が増加スルトの

みるハ日の今ノ貨隊ニテハ火酒及煙草税ノ如キハ密壺が

証五

らう日々高き火酒税ニヨリテ、

大ニ生ズルホドニ高イトの

ぶあいふあーハ日の火酒税ヨリ大収入テ擧グル

ル税ニテ課セラルル

ŀ

-キニノミ達スヘキモノデアルト~

| 其代用品トシテ用立ツヘキ凡ヘテノ酒精飲料が齊シク相當

=1 ŀ

Roscher, a. a. O. S. 42. Mill, Principles of P. E. Roscher, a. a. O. S. 43. 16) Bastable, 生稅局四十二回総計年報書 Lissner, Die Zukunft d. Verbrauchssteuern. S. 32-3 The 17th financial and economic annual of Japan. 14)

15) 17)

18) 19)

生

酒 稅 一於テバ 面 倫理衛生 上 ₹ ij イ ۶۰ 酒 1 種 緽 = 3 ŋ 稅 ノ重 エサヲ區 别 シナ 4 v ەر ナ ÷ ₹. ±t

決ヲ = ナ 要ス jν ガ(註一七)、 jν -7 1 = 他 ナリ得ル(註一八)。 一面給付能力ニ應ズ 此ニモ矛盾ガア ル公平トイフ觀察點カ ル 實際ニハ此二ノモ ラ 1 バ其ト ノノ衝突ス 反對文 ۸, Jν 揖 1 9 ケ 3 ゔ w 解 ŀ

前者

=

偏

重

ス

ル

傾ガアルガ、

税 ト シ

テハ給付能力ニ應ズル

=7

ŀ

沙゛

d, シ

u

重要トイハナケレ

٠,٠

ナ

ラ , , 話しせ 以テスル爲メノ行政方法ト見タ。(勿論經驗ハ其効果ナキコトチ示シタガ、一般ノ觀然點ハ此ニモ拘ラズ維持セラレテ) ハ原則上最高課稅飲料トセラレタ。-— 麥酒ニ於テ最低稅率が定メフレナケレバナヲヌト。らうハ日り人ハ麥酒ノ如キ勞働 - 毘磯點コリすたいんハ田ク、人が火酒税チ以テ、火酒ノ泊費チ出來ルダケ妨グ之ニ代フルニ葡萄酒及簽酒ノ治費

ガ不良ナル火酒ノ京樂チ願逐シ、 二麥酒ヨリ ノデアルト。 モー層不利ナルが故ニモ、 ぶあいふあーハ目り然ラザレバ其代リニ來ルヘキ他ノ安假ナル國民飲料&ル火酒が勞働者ノ道義及健康 國民ニー層健全ナル營養材料ヲ供スルト。こしんハ目の失酒消費ノ普及ハ他ノ酒精飲料 麥洲ノ消費が妨ゲラルルヨリハ寧ロ助長スヘキモノデアルト。 匿名政治家ハ日ク麥酒 クス 贈級ノ爲メニ特ニ適常ナル飲料ノ消費チ減少スルカ叉ハ其消費ノ一部が火潤ノ享樂ニ向フコトチ刺戟スルホドニ麥酒チ高

外酒税ハ麥洒及衛酒税ト正常ナル割合デ、此三飲料ノ頗ル不同ナル酒精分ヲ顧慮シテ定メラル

税シテハナラス。

致ナル地方ニテハ 南方及窩メル 地方コリモ 光モ此飲料ノ種類ノ倫理衞生觀ニハ其種類ノ地方ニヨル交明及自然事情ニヨリ異ルコトナ考慮ニスレナカテハナラヌ。 ツキミーんハログ 酒精飲料ハ氣候及文明事情ニョリ 多イトはりゆーハ日々、 異國兵地方ニ取リテ巓ル異リタル重要ヲ有スル。火酒ノ消費ハ北方及 葡萄消及其他ノ壓搾ニョリ得ラルル飲料税ハ特ニ佛國

之二

論

贸

酒就ノ矛盾及不徹底

第六卷

第

號

九

九

曹及ヲ妨ル原因ト聯絡スルト。

Stein, a. a. O. S. 319. 327. Rau, a. a. O. S. 256. 263-Pfeiffer, a. 410. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 311. Cohn, System d. Fw. S. 490.

重要テ奏消税へ特ニ獨英ニ多収デアリ、外酒税へ特ニ北方諸國ニ財政上重要テアルト。ほーりゆーハ田り、飲料税パー へバ南方諸國ヨリモ北方ニ於テ一斛多收且ツ一層徴收容易デアル。 二彼等ハ到ル處ニ最重ク課税サレタル飲料タル消氣サ一層多り飲ムカラ。 韶 訤 酒税ノ矛盾及不徹底 其ハ第一北方人ハ南方人ニ比シテ節欲ニ於テ劣 次ニハ北方人将ニ英國人ハ外國産ノ又ハ少數 第 號 9 Ö 艘

大工場ニテ生産セラルル飲料チ取ル慣習がアルカラ。 ンド滋備ナク及ハ精巧ナル工業組織ナクシテ調達サ 茶ハ其外國産ナルモノノ例、 レ得ル葡萄酒ノ如キ國産ま有シナイ。 麥潤ハ其大工場産ノ例デアル。 特ニ英國デハ大農業大工業が行 彼 ハ夫

何 各 レデー |種酒精飲料ノ純酒精分ノ人頭割チ計算シタ所ニ依ルト。sa | ホ右ニ依ルト北方人ノ方が多ク飫酒スルが如き | 體ニ租税徴收ノ物體が非常ニ少数デアルト。 西 せるびめ ŧ 實際 ^ 4 シロ反對ノヤウデアル。 統計學者すんごべるぐガ各國ニ於ル =狝 協 二公

註一八 丁 メ葡萄酒ノ輕稅、 西白佛 ろっしあーハ日ク種々ノ酒精飲料が道籤す危フスルコトニ施テハ程度テ異ニスル。 三、星 獨補伊瑞 ノ軽恥ヲ奬メタの 10/10 10/10 關獎奖 併シ之ニ對シテハ公平ノ觀點ヨリ大ニ反對シナケレバナラスト。 囪 七九九 くこむ 靗 ルマニア 流域 威 ijţ 此が特ニ課税ニ マス 图/岩山 故三人が火酒消費き制限ス ≌ ij 同時ニ教育上 $\hat{\ }$ ける n,

其四 酒稅 ノ經濟影響ト 倫理衛生

ラルル(註一九)。日本デハ餘

リ問題

_ æ Ŀ

ラ

V

ナイガ

獨逸デハ

此

カ

꺒

誾

魍

Ξ. セ

ラ

v

90

卽

酒稅

就テハ特ニ火酒

=

ッ

*其國民經濟上

ノ影響ニ考

ヘテ宥恕ヲ要

ス <u>-</u>-.

ساد

J

ŀ

カ

往

R

= シ

テ

唱

チ火 Cohn, a. a. O. S. 489. 490. Parieu, Traité des impôts. 2 ed. II. p. 274. 24)

- Beaulieu, 1. c. p. 662.
- Creanga, Die Finanzen Rumäniens. Finanz-Archiv. XXIX S. 168-9. 25)
- Roscher, a. a. O. S. 43. Heckel, a. a. O. S. 54.

酒 ノ蒸溜ガ農家 水ノ副業ト: ż テ有婆デ 7 y, 農家産 物 ノ用途トナリ、 其 3 ŋ 產 ヹ w 渣滓 カ

有益ナ ル 肥料及家畜飼 料ラ 供 隨 ブラテ ۸, 經 濟上 / ミナラズ 國民衞生 上 , 利 盆 ヲ Æ 進 彼 X ענ <u>-</u>ŀ カ ラ y.

(註三〇)、 之 特 加 注意 ヺ 弸 ŀ ィ フ ノ 7 w カン **≥**/ ラ實際 = ŧ 此 涯 意ラ 拂 ッ ラ 規定 サ ク ゕ゚

其結果

,

者

何

v

火酒 ヲ 重 |使用 1 ス ìν ・普及ヲ 力 ŀ 1 進 フ × _ テ ŀ **偷理衞生上** = ナ jν カ 農業經濟 1 心恶影響 = 7 造詣深 生 シ 2 (註二一)。 キとんら 妶 1 ٤. <u>=</u> -€ = 依 矛 盾 jν ŀ ゕ゙゚ 肥 7 枓 w 0 立 ッ

衞生上ノ結果ニ重キヲ置イテ 上ニモ馬苓薯其モ テ 近頃夫ノ渣滓 二代ル 1 ヲ 用 工 ^ ıν Ŧ 特別 良キ Æ 可 經濟的代用品ガ生ジ、 ŀ 宥恕ヲ 1 7 =7 セナイ方ガ選ブベ ŀ デ ァ מונ ハ カ ラ ラ 、 家酱飼 愈々以テ夫 シト 料ト イフコ シテ ノ經濟上ノ影響 ŀ モ渣滓ヲ ŀ ナル 用 丰 ヹ :3 ŋ ŀ æ Æ 偷 經

(註一九) ほふまんパ日ク政府が火酒蒸溜 ノ經濟チ農民ノ四 一製トシ テ有利トシャウトイフ必要ナ感ズル以上ハ、 人酒.

(証)(回) 課税ニ反對スルト。 消費チ高キ課税ニョ こんら1ご口ク近短證明サレタ所ニヨルト小ナル火潤蒸溜(農業利益ノ爲メニ宥恕サレタル)が飲酒子普及シタト。3223にんら1ご口ク近短證明サレタ所ニヨルト小ナル火潤蒸溜(農業利益ノ爲メニ宥恕サ份モ薯チ肉ニ經ズル方便トイヒ得ルト。31)31 1, 有効ニ停止セントス n コ ト ハ不可能デアルト。うんぶえんばっはハ日り、農業ノ利益モガ火潤ノ高

第二段 郞 濟 彐 ij 觀 タ ル 酒 秕

酒稅 1 存在 ŀ 國民經濟

論

誑

泗税ノ矛盾及不徹底

第六卷

第

號

其

Pfeiffer, a. a. O. S. 419. Stein, a. a. O. S. 319. Conrad, a. a. O. S. 84. Bergius, Grundsätze d. Fw. S. 356. Roscher, a. a. O. S. 43. Staatmann a. D., a. a. O. S. 314. Pfeiffer, a. a. O. S. 419. Borght, 27) 28) Fw. S. 139.

ラ過度

29) Conrad, a. a. O. S. 84-5.

諭

第一 號

使用 깱 ヲ 秜 饀 ٠, 其 せ 副 シ 目. 的 各人ガ ŀ シ ラ 國民經濟 酒 ヲ 濫 用 Ŀ ス w 1 利 霨 盆 Ų, == ヲ 共 進 經 癶 濟 ماد Ŀ : 有 ۲ ヲ 盆 有 ナ w ッ 支 [[]]固 チ ヲ 之 払 雞 <u>---</u> =3 ŀ ッ ス テ מונ 國民 1 衉 7 ヲ 赊 رج テ ッ 酒 ŀ ィ

フ

7

۲

ヲ

期

ス

N

(註二三)。

倂

シ 此經

濟

上

1

目

的

۸,

+

分

裣

低

ン

タ

毛

1

デ

٠,

ナ

10

方

力

之ガ消 奢侈品 褜 ŀ ヺ ィ 1 フ X ^ 义 ŧ Ŧ ハ 減 / デ ズ jν (註二三)。 = ۲ , 出 合 理 狣 得 的 jν = 喾 ٠, 悄 1 -E 办 1 ŀ ゔ゚ ズ ァ ۴ w Æ э 可 倂 此 1 他 <u>--</u> 秘 丽 涯 力, 際 課 = 中 ٨, ラ 狐 ν 稅 テ ァ 髙 價 jν ヹ ŀ 爲 ナ メ v ٧,٧

酒 價 **ارر** 高 クナリ 各人ノ出 費 ヲ 膨脹 シ 其結 果 必 ス シ Ŧ 反 省 ス w 7.2 ŀ ŀ ナ ラ ス 相 變 ラ ズ 以 前 ۲ Γij

度 シ く。 量ヲ ラア V 4 斯 消 w w ŀ 費 如 彼 * 久ハ多少之ヲ IJ ハ之ガ為 ŀ ハ 酒 1 × 健 = 減少 崩 却テ其經 Ź 禁止 シテ ッ 濟 ŧ 其 ν ヲ ザ 扨 1 之が 難 jν 以 = Ŀ 爲 -y-۸, メ w 叉 N = 二下 支 7 挪 ŀ 函 ラ ŀ 民 ナ 历 -== jν 代價 0 Ի リ 此 ラ 沙 '水' 特 以 ۸۲ 非常 <u>-</u> 前 ∄ 層祉 IJ = 高 æ 丰 會 堌 稅 加 於 ス 1 課 テ מנ 老 程 セ

此 外 以 J. ŀ 上 生 ナ 火 ヲ 10 酒 思 產 逛 ታ. ク ナ 特 加 ماد = ヶ = ÷ Ξξ, Ξ. 分 此 ŀ V 工 秜 ヲ バ 醞 業原 得ナ £ ナ = ラ = 3 く。 紏 又 Æ ツ 諸多 0 ラ ŀ ٠, 卽 夫 -E 經濟 -Ŧ 1 1 7 目 酒 w 造 利 的 上 3 ヲ完全 業 ヲ 1 伴 'n 利 輸 火 フ 盆 酒 出貿易品 ヲ **=** --達 杰 ŀ 計 留 ヲ Jν ス 考 w カ ŀ 農 ۶ 7 フ 4 供 = 家 I フ テ ŀ ۸, ス 副 逾 此 مار Æ. 業 **_7** K 稅 リテ 共 ŀ ۲ ر (33) 3.3 æ y ٠, 農業 其 ナ ۸, 'n 酒 , دارد 產 肥 經 利 / 料 物 濟 餀 盆 用 及 上 ے. 用 禁止 餇 止 1 價 料 途 ⇁ 値 7 ッ

供

ス

jν

⇉

ŀ

力

ラ

考

Z

更

=

酒

稅

"מל

生産

<u>=</u>.

厄介ヲ

斑

^

n

_7

ŀ

力

Ŧ

彩

テ(註)

酒

秜

1

存在

۸,

供

ス

מנ

_

ŀ =

1/2

ナ

w

う、

他

囬

往

ク

3

IJ

ラ

ラ見 生 jν 産 ŀ 泗 ヺ 妨 33) Rau, a. a. O. S. 263. Rau, a. a. O. S. 263. Pfeisser, a. a. O. S. 419. Roscher, a. a. O. S. 43.

,34)

生産者ヲ小生産者ニ比シテ一層有 酒稅 カ 後 --1 フ 加 ク貧者ニ 坚 利 シテ富者 メ ル **=** . ∌ y ŀ (註二五)カラ考へテ、 Æ 割合ニ 重キ 負擔ヲ 酒稅 課 Z. ノ存在 יעונ J ኑ 徵 ハ 分配 稅上 1 æ <u>-</u>-酒 -E 不 ノ 大 利

ŀ

ノ大ナル Æ ノ ・デア

目且ツ勉强ナル貧民ノ上ニ あだむすみす日々(此砒ノ結果タル)此種ノ ハ斯種 ノ物ノ税が節倫令トシテ働 妼 ラ高價 70 / 必ズシ 而シテ彼等ハ最早手ニ入レ難キ奢侈品ノ使用ラ節シ又ハ全 ÷E 下層人民ノ家族チ養フへキ能力チ 泚 少 3/

えーべるひハ日々酒精飲料ノ大消費ハ經濟上有害ニ影響スル。 胶スルコ 用 使用ヨリ i i i 称フ トトナルロ フ 所デアルト₀35) な去ルカラト。 此强弁ラ こんら1ご日ハク酒精飲料ノ使用か恰モド層社會ニ於テ所得ノ割合ニ重要ナル部分テ合理的ノ使 レタル節儉ノ結果トシテ彼等ノ家族ヲ発フ能力ハ減少スル代リニ往 何トナレバ此が特ニ下唇社會ノ所得ノ一大部分サー 例之あだむすみすハ臼々、 / / ニ ₹/ テ増加セ

要が奢侈品カ孰レカニ風スルの 酒が奢侈品カニツキ財政文書ニ現ハレタ所デハ1全の奢侈品トスル -12 ,

難チ受ル コト 良き人(最下級ノ處ニテモ)ニ此ガクシテハ不作法トナル物が崩スル。凡へテ其他ノ物ハ奢侈品トイフ。英國テハ麥酒及强 酒′葡萄産國ニテモ葡萄酒ハ奢侈品デアル。如何ナル地位ノ人モ斯カル飲料チ飲ムコトチ全り止メルコトチ得′爲メ ハナイ。 自然ハ生活維持ノ爲メニ之テ必要トセメ。又慣習が如何ナル處ニアモ、 必要品ニハ資ニ生活維持ノ爲メニ必要缺りヘカラサル商品ノミナラズ、其國ノ慣習ニテ、評 此ナクシテ生活スル _ 7 批 トナ人

民二

不作法タラシメナイト。ほふまんハ曰り、麥酒火酒ノ消費ガーノ財産サ意味シー…

課税能力アル奢侈ト見ルヘキ

Ŧ.

ル

ኑ ፡

酒

如き

ナ得

n

Æ

ノテア

トらうパ日ク精酒飲料

詥

訯

稅 'n

ノ矛盾及不徹底

第六卷

第

軈

Ξ

Ξ

シテルマ

あいぜんはるミハ日ク麥酒葡萄酒火酒等ハ下層社會ニモ日常ノ需要品トハナルモ、 泗瀕ハ必要缺りヘカラサル贅養材料デナイ。 ルト。はすてーぶるハ曰り/酒精飲料ハ不必要ニシテ多りノ場合有害ナルモノ也ト。へっけるハ曰り/葡萄酒麥酒火 ハ必要タルコトナクシテ多クノ人ニ燐ル誘惑的ナル享樂 其草樂ハ任意的ア、生存維持サ損ズルコトナクシテ其草樂サ止 制ノ殿格ナル意味デハ不要品 チ供スルモ ノデアル

1 36) /V

35)

ラ

ル

一唇適當

-)-

40

真面

消費

벎

必

Adam Smith, Wealth of Nations. Bk, V. Chap. II. Part. II. Art. IV. Eheberg, a. a. O. S. 345-6. Conrad, a. a. O. S. 72. Adam Smith, I. c. Hoffmann, a. a. O. S. 262. Eisenhart, Die Kunst d. Besteuerung. S. 188. Bastable, I. c. p. 538. Heckel, a. a. O. S. 53. Rau, a. a. 36) O. S. 247.

論

第六卷

第

贱

奢侈的消費トシテ計算スヘキモノデアルト。えーべるひハ日ク酒精飲料 支ト シテ奢侈品トスルモノーーふいっつハ田ク洒精飲料ハ醔養方便トシテデハナクテ、 ハ殆ンド常ニ奢侈的消費ノ物體デアル。 主トシテ享樂方便トシテ及大部分 何トナン

)。 は享業が損害ナクシテ否ナ往々ニシテ健康ノ直接ノ利益ノ爲メニ止メラルルヲ得ルカラト。 タン が其力附か及体養ノ爲メニー杯ノ葡萄酒姿消葡萄汁又ハ火酒す飲ムトキニ之サ奢侈トイに得ルデアラッカ。 見ラルルモ (3) 和對的奢侈品トスルモノ――うんぶえんばっぱい 酒精飲料サ和對的不要トイプ。こんらーごハ曰ク、 ふわーハ曰り、葡萄泗及姿酒否ナスへテ酒精飲料ノ使用ハ奢侈デアルカ何ウカ。 ナラズ、 般的齾養方便デアルガ、 放漫ナル混造タルコトニハ凡ベテノ眞面目ナル人々か一致スル。 此モ過度ノ消費ノ部分ハ純奢侈的消費ト見ルヘク、火酒ハ絕對ニ酒精飲料中最有害ナルモノデアルト。ぶあい 此及東方ニテハ奢侈的飲料ト見ラルルチ得ル。 併シ其レアルが故ニ、 麥潤 酒精飲料ノ享樂ニ於ケル過度が奢侈メルノ ハ適度ナル使用デハ適當ナル營養方便 緊張シタル勞働ヲ爲ス人 葡萄酒 ハ南方路國 經驗二依

ナ イ。 要ナル享樂方便デアルカラト。 ト困難ナル肉體上ノ勞働を行っ者が特ニ酒精飲料も要スルも見ル。 キカ ハ租税原則上疑 火酒ハ必要ナル生活需要品ニ屈シナイト。 ハシキモノデアル。 **瞪名政治家バロク、塞キ潟リタル氣候及特ニ海岸地方テハ火泗ノ字樂が敷多ノ階級ニ必要** 何トナレバ此が氣候ニョリ地方ニョリ及消費者ノ職業ニヨリ 特二外酒ニッキしえふれーハ田ヶ外酒が凡ヘテノ飲料申最多ヶ課税ス 麥酒八衢新酒ョリモー 唇多の容修品ト見ルコトチ得 テハ小租税力者 ジェ

イ。--火酒へ何人モ之ヶ營簽材料ト見ナカツタ。--麥酒ハ草樂方便デ同時ニ營養方便デアルト。 39ナカテ葡萄産國デモ享樂材料ト見ルヘキモノデアル。葡萄酒ノ享樂テ全ク止メテモ、勞働力ノ上ニ何等ノ有哲ナル影響ハナ **尚ポ享樂方便トイフコト** 一種トナリ得ルトで38) ニ於テ奢侈品トイフ意味チ表ハスモアル。例之すたいんハヨリ、葡萄酒ハ確 = 絶對ノ營養材

甚四) サ與フルの ~ けるハ日ク飲料配が諸多ク規定ニヨリ生産テ厄介ニシー 此租稅監督 八往 セニシ ノ爲メニ生産ヲ刺戦シテ敗良セシム 三持續 的影響

ぶあいふめ1日の火酒ニツキ生産方法ニ於ケル改良が租税ノ結果チ打消シタ

= ŀ

'n アル

•

モアルロ

Fitz, a. a. O. S. 5. Eheberg, a. a. O, S. 345. Umpfenbach, a. a. O. S. 302. Conrad, a. a. O. S. 73. 77. 84. Pfeiffer, a. a. O. S. 400. 401. 410. 420. Schäffle, a. a. O. S. 282 3. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 314. 37) 381 391

廷五 ナツタ結果デモアル。何レニセヨ其他ノ關係カラシテモ、其重キ課稅ハ一層大ナル生産者チ有利トスルモノデアル。(4) ばすてFぶおハ麥酒及火酒ノ生産サ少數ノ中心ニ集中スル近世的傾向サ捐摘スルガト此ハ畢竟此ニ結スル稅(の)

酒稅 ノ高サト 國民經濟

イ_。 唱 酒稅特 否ナ農家經濟ノ全局カ ラ w = 火酒 力" (註二六)、 = 關 シ 此 テ其蒸溜 æ ライ 徹底 ÷ カ 弉 × 論 <u>--</u> 農業上有益 ٨ ゔ 7 ٠ **T**2 jν 酒 此 ノ生産消費禁止 ナ 經 jν 濟 利 故 盆カ <u>-</u>-高 ク課税 5 ノ方ガ有利デア イ ス 寧 v 勿 П 此税ヲ止 V מנ ۲ イ 此 フ × "אל 製造 タ方 ガ屡々 三伴 ング 良

於テハ、 ۷, シ U 斷然之ガ使用 ノ禁止サレ 生産 ノ禁止サレ タガ رزر 有利デアル。

(註二六) 註 一九參照

勄

ハ多ク之ヲ自ラ消費スルコ

トトナリ、

結局時間勢力ヲ無益有害ナル物

ノ生産

ノ為

X

二費シ、之

۲

肥料飼料ヲ得タリ、之ニ

⋾

リ副業ヲ得、

産物

ノ用途ヲ見出ス

].

イフ

カ,

所詮農民

ガ生産

シタ

ガ

消費ニ附帯シテ諸多ノ損害ヲモ

被ル

=2

ŀ

==

ナル

シ

肥料飼料

Ξ.

ッ

イテ

モ別

=.

其途アリト

イフ

財 政 彐 ij 觀 タル

其一 酒税ニ於ル 給付能 力又へ正

y,

加

シ

テ

酒

稅

Ŧ

亦斯

加

+

-€

1

ŀ

シ

テ説

明

10

第六卷

第一

號

Ŧ

五

싎

訤

酒税ノ矛盾及不徹底

租

秜

給付能·

力

三對

シ

般且ツ平等

ノ負擔

ラ課

ラル ス 酒 ル 税 所 シ 義 デ ŀ ۰ 1 7 フ ル (註二七) ガ、 =7 ŀ 般 <u>--</u> 倂 認 シ此酒税 メ ラ n jv 所 7 デ ツテ 7 **42**) 43)

Bastable, l. c. p. 520. Bastable, l. c. p. 520.

ナド 此要求ガ十分ニ徹底 = 論 ナ رز き資格ア 泗税ノ矛盾及不徹底 サル jν ŧ N 1 デ \exists ý ŀ ヲ得 **'**。 , , , ŀ イ・ 此稅 フ 1 ٠, 此 熟 此稅 ノ轉嫁 <u>....</u> 於テ根本的 第六卷 ノ不 (第| 號 阴 雅 ニ不完全ナ税デ、 \exists 二六 y 生 ブル 給付能 一六 本來 力不適合 主 一要稅

人ノ中デモ多量ニ飮ム人ガ必ズシ (註二八)ヲ 別 ŀ スル E 世 ノ中 Ξ ۸, 給付能力ラ十分ニ持チ モ少量ニ飲 ム人ョ y ÷ ナガ 給付能力 ラ酒ヲ全ク飲 於テ優レ ナ 7 10 人 ブ 富者 7 y 八賀者 叉飲

7 IJ 毛品 質的 = シ <u>=</u> テ -E 酒ヲ品等ニ分ラ適當ニ課稅スル 層良キ物ラ消費スル傾 ٠, 7 ル)i = ۴ 此 ۸, Æ. 往々ニ 必 ーズ シ シテ難 ÷ 然 ソト カ ۸, シク(註二九)斯クテ此稅ハ一 イへ X 假令此 カ 然 リト

/授 æ 譯 تالا 負擔ノ原則 ノが如き == 往 力 글 ト ヌ ŀ ニ適合セズ(註三0)、又大體給付能力ニ對シ反對累進負擔トナル傾 介獨 力 1 フ リ此妣ニ限ラナイト 一辩解 -E アル ガ(註三二)、 カ 躭 此 V ノ如キ例外的事實 ---シテ モ不十分ナ辯解デ此税 ノ顧慮ハ租稅事項ニ就テ之ヲ爲 ガアル(註二1)。 力 不徹 底 Z jν 7

尤

ŀ

ナ 'n 避 課 ケ ス ラ n z 4-, 或 3 り _ 又此稅 Æ 層給付能 力燃利 力 能 万 ٠. 遊 ァ ル 合ス 者 シミ jν ゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ 加 = 係 7 = ماد æ J ŀ 1 = ^ 於テ攨稅等 jν w ガ(註三三)、 シ如 倂 ク男女年 **∵** 所詮 租 形力 區別 ıħ

供 ラ 7 其 ١ z |(他整利 力 フ 顧 ۶̈ į 此 ナ 能 論 カナ ク テ 有 7 ٨, ナラ 力ナル 者 _ त्र 課 Ŧ, -te 更ラニ又此給付能力ニ適合セ ノ デ ラ N 、ナ イ。 n ノデナ 却テ夫 2 _ 盤 秜 般負 ŀ 雖單 挖 シ ŀ Ξ. 燈利 イフ ۷, ıν 縣 能 繑 力ァ ĸ ∄ -y 1 jν ハ 者に課 各種 بار 低飲料問 酒稅 -E ゕ゙ ラ 掐 w ノ關係ヲシ 秘 w = = 劣 外 ナ

遊当ナラ €/ 4 i **=** ŀ ヲ嬰スルガ、 此が財政上ノ多收要求ト矛盾スル 7 ŀ = ナリ(註三四)、實際三

シ ロ 前者へ後者ニ觀ル傾が多

証し 課税スルコト あだむすみず日々、 ニヨリテ間接ニ之ヲ砒シヤウトスル。此出毀ガ最多クノ場合ニ其所得ニ略ホ比例シテ居ルト想像セラルルト。 國派ハ如何ニシテ直接且ツ比例的ニ其臣民ノ所得ニ課稅スヘキカチ知ラザルガ故ニ、其出費ナ

所へ富者ョ うちハ田ク酒精飲料ハ富者が最ニ於テモ質ニ於テモ一唇多々使用スルナ例トスルト。 シテ通例資耆ヨリ æ びーるざっくハ麥酒ニツキテ田ク、 ハ出来ナイ

テアルト cas つけるハ日ク、サート・) へつけるハ日ク、サート 非常ニ解決ノ困難ナル問題 ハ此税ノ韓嫁デアル。此ガ不完全デアリ、且ツ其最終ノ結果ガ不確實

証え ルルノ不利ガアル。 不利ガアル。特ニ國内産葡萄酒ニツイテハ價館ニ佐ル分級ナ行フコトガ不可能デアルカラト。「おりいふあーハヨク葡萄酒ニハ特段ナ不利ガアル。即チ此ニハ常ニ高假ナル物ヨリモ安價ノ物ニ割合ニー 重り課

税ニテ全租税要求ノ餘リニ大ナル部分チ充タスコトチ慎マナケレバナラスト。が当然ハ一般トイフ原則ニ反スル。モザルが爲メニ之が税ヲ鋭ルルコトハ認メナケレハナラスト。わぐな1ハ回ク、失酒税ハ一般トイフ原則ニ反スル。 (っけるハ此税が特ニ)般トイフ原則チ破ルトイフ。えーべるハ田り多クノ本來租税能力アル人が酒精飲料ヲ享樂 斯種ノ

(註H1) わぐな1m日ク麥酒火酒物菊酒等ハ容易ニ叉大ニ平等ニ反スル。大所得ニ對シ小所得チ反對果進ニテ頁擔セ 財産所得ニ對シテ外動所得ヲ割合ニ重リ資擔セシュルコトトナルト。こんらしごハ日リ頗ル高キ飲料ニョツテ下届階級チ鍋

あーい曰り、或人ノ飲ふ所ノ葡萄酒が其支出額ノ標準ト見ルチ得ルカ。否ナ。其身體ノ構造ノ必要ニヨリ又其職業ニヨリテ 資擔サセル危敏がアル。又生活上ノ地位ノ高イホド泗精飲料ノ為メノ支出ノ所得ニ對スル劉合が通例一層小イト。ぶあいよ

民が共相當資務以上二頁ハナイヤウニ課税スルコトが出來ナイト。多クハ恰モ資民階級テ、彼等が此税ニヨリテ最重ク課税セラルルコト 或者ハ少り飲き、他ノ者ハ多り飲ム。総驗二依レバ難キ肉體上ノ勞働チ行フ省が持二酒精飲料チ斐スルチ見ル。 トナルト。みるハ日々、茶珈琲砂糖煙草酒類ニテハ貧 然ルニ此が

| 匿名政治派ハ外酒ノ消費ハ致ト共ニ増加ストイヒ、こーんハ火酒が貧民 取り ・テハヨ ŋ 部 領ナ ル 飲料 到 底

特二火酒ニツキ

酒税ノ矛盾及不徹底

Adam Smith, I. c. Rau, a. a. O. S. 247. Biersack, a. a. O. S. 176. Heckel, a. a. O. S. 54-5. Pfe:ffer, a. a. O. S. 401. Heckel, a. a. O. S. 51. Eheberg, a. a. O. S. 346. Wagner, Fw. 2 Aufl. II. 44) 45)

第六卷

(第一號

第六卷

逃屯 和税能力ノ増加スル X 'n * ኑ ル 度 1 於テ最安キモ ぶあいふあー ノトナリト 其上ニモ營養ノ不足及氣候上ノ原因が容易ニ手ニ入ルへキ温體方便チ希望スへ 何トナ V ۶, 4 3/ П 此 ト反對ニ富及 + Ŧ

註三二) えーべるひ日ク、 實際小資産者が屢々富者コリモ割合ニ多の飲料ノ 為メ x | 50) = 一支出ス jν ŀ + Ξ 彼 ハ經濟上不合理

トチ為スの ふいっ ĐĖ つい目り、 租稅立法 酒精飲料稅 ハ斯カル不規則ナ 主上 ル シテ唯ダ勞働及營利消力アル人民ノミ -: } ナ)風虚ス へキ 펜 ſΉ サ特タ サ課税スルト。 えーべるひ E 7

モノ . デナイトイフ利益チモ ツ 51) ダ

クト

÷

主ト

シテ唯ダ成長シ

ル避フ

テ勞働及營利能力アル男ノ人ニ歸

*

松

ノ如り全人目

二性年令所得

ナ

ŋ

此

'n

0

試

粗

(註三四) **收額上ノ顧慮が妨害トナル** へつけるハ目グ、 L₅₂₎烟 難)-ル 各箇 租税義務ア n 飲料 ノ間 三適労ナ n 割合き作 N =1 ۴ デブ مار 汉 グ 此 極ノ

其二 酒稅 ے. 於 ケ ıν M 伸 力叉 ۸, 幂 勢觀

方時勢ノ ガ屈伸力ア クテナ 進步 ラ Z jν 筈 =. ŧ 從 ナ / 7 Ø ۲ 國富 įν v ヲ מל 要 ガ へ増進シ 實際彼 ス עונ 7 消 ŀ ٨, 此要求 費 -Œ 今日 力 ラ微 增 煺 加

压 ==

٠/

得

-j-ラ

o

極

メ

ラ ァ

僅

力

之ヲ

Ø

第7 P心

×

سار 才

ماد

Đĩ

デ

v

隨

フ

ァ 充

酒

o

ノ要求切ナ 利 ス シ デ ル L ナ 澤 jν 1 ゔ゙ jν 力 7 ゕ゙ ŀ 7 jν カ 钽 可 + 方政 ナ = 刦 齊 y 班 射 ラ シ /減少ス ٦́ , 財 2 政 聘 此 势 餘 點 w 進 カ

步

۸, = 75

倫理

福生經

濟思想ヲ發達

ن

X

ラ酒

ノ消費

ラ

池

ス 私

نال

4

jv o

租

秜

۸,

ス

ショ

充タ 其收

ーサナ

危險

ノ多キ

7

ŀ

۸,

到底発レ

ナイ。

7 ラ

jν イ

ŀ

ŧ

=

此

稅收

入

カ 者

媢

加

32

-75

戦 ァ

爭

华

事變

カ

7

ッ

テ 甚

收入

バ

差引

シ

ラ

前

ノ張

*

= -\-

ŀ 丽

-6

リ

-,-如

ļ, +

此 物

稅

=

Ð

クズ 節

- 49) Staatsmann a. D., a. a. O. S. 314. Cohn, a. a. O. S. 490. Pfeiffer, a. a. O.
- 50)
- Eheberg, a. a. O. S. 346. Fitz, a. a. O. S. 4. Eheberg, a. a. O. S. 346 51 j

面 租 **使用スルヲ嬰セザル物ノ上ノ税ニハ此資格アリトイハルル所デアルガ(註三五)、其ガ決** ノ要求デ、之ニョリ各人ノ生活ニ大切ナルノ自由ヲ齎ラス所デアル。 |税ハ便宜ニ適フコトガ堅マシク、各人ニ任意擔否ヲ決定スル餘地アルモノノ選ムヘキコト 而シヲ酒稅ノ如キ必 シテ徴

底 シ タモ ノデハ ナイ。真二完全二任意ヲ認メ自由ヲ伸パソウト スレバ此稅ヲ廢止ス ルノ外 ハナイ。

-E

へっけるハ目ク滔類ハ其享樂ノ任意的ノモノデアルト。ふいっつハ日ク擔税及不擔稅ノ任意ナル標準訓機が時ニ此 えーべるひハ其物體が一般的ナルモ任意ナル享樂ナ充タシ、其が必要ナラザル故、各人ニ於テ其經濟上

結

論

テ良イ税デハナイ。其ガ幾多ノ矛盾不徹底ヲモツ。近代財政ガ之ニ重キヲ置イタノハ其ガ ø 以上要之酒税ハー見非常ニ重要税ノ如 - (-ノト評スルノ外ハナイ。勿論一旦此ニ迷込ンダ以上、其カラ出ル クニ見エ。又實際ニモ然リデ アル コトノ困難ナル ガ、理 論 IJ リイ 事情ヲモ 那 ۴ر 道 三人 決 ッ

去ルベ デ目前ノ都合カライへバ之ヲ止メルコトハ出來ナイガ、倂シ高キ理想カライへバ之ヲ財 ノ不道義的行為 ク、少クトモ財政ガ此ニ重キヲ置 ノ頭ヲ撥ネル **١** イフコ ١ カ ハ彼ノ最大恥唇デアル。 ナイコトガ災メラル ル。最高道義團 其レ 自身が最大ノ矛盾デアル。 體 ク jν 國家 ガ其 政 リ取

(第 | 號 九

第六卷

酒税ノ矛盾及不徹底

一九

53) Heckel, a. a. O. S. 53. Fitz, a. a. O. S. 4. Eheberg, a. a. O. S. 345. 346.